

会議日（1月16日）

場 所 ふじみ野市議会第2委員会室

事 件 調査請求内容の審査について

△出席委員（8名）

川 畑 京 子	会 長	川 島 秀 男	副 会 長
野 口 一 也	委 員	鈴 木 宏 樹	委 員
原 田 雄 一	委 員	小 林 憲 人	委 員
鈴 木 啓 太 郎	委 員	塚 越 洋 一	委 員

△欠席委員 な し

△職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

粕 谷 直 樹 事 務 局 長

△開会及び開議の宣告（午後1時16分）

○川畑京子会長 それでは、ただいまから第8回ふじみ野市議会政治倫理審査会を開催させていただきます。

出席委員数が定足数に足りていますので、会議は成立します。

本審査会は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第6条第10項の規定により会議は公開とします。なお、同条ただし書の規定により、審査を進めていく中で非公開とすべきと認められる場合は、出席委員の3分の2以上の同意を得て非公開とすることができますが、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、傍聴の方に申し上げます。

傍聴席においては発言をしたり、議事について可否を表明したりすること、また写真撮影、録音等は禁止されておりますので、ご了解願います。

携帯電話は電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いをいたします。

.....
◎調査請求内容の審査について

○川畑京子会長 本日の次第のとおり、本審査会に付託された請求内容について確認したいと思います。

審査に入る前に、過日実施されました行政相談における本件事案について、事務局から報告をお願いします。

休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時18分

再 開 午後1時18分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

事務局長。

○粕谷直樹事務局長 それでは、ご報告いたします。

3件案件があったかと存じますが、まず最初に本条例第3条第1項第6号中の事実に基づかない発言及び情報発信をしないことにつきまして、最初にこの規定の構成要件についてということで、弁護士のほうの見解としましては、故意であるか過失であるかにかかわらず、事実に基づかない発言及び情報発信を行ったという行為が該当するというものでございました。

また、次のほうとも関連するのですけれども、表現の自由について少し話が出まして、表現の自由というのは当然あります。しかしながら、当然発言した以上は、発言は自由ですが、それに伴い責任も伴います。客観的に事実と異なることを発信すれば、過失があっても重大な場合には

今回のように倫理的ペナルティーというのは該当するだろうということでありました。特にSNSというのは跡に残りますし、拡散もされますので、個人名をアップするときはより慎重に確認すべきであって、議員は一般の方よりも当然議会内に精通しておりますので、より過失の度合いが高くなるのかなと、より慎重に行うべきだという見解でありました。

2番目としまして、同じ規定です。完全な虚偽と事実、認識の相違、評価、意見の相違、表現の強調、省略等をどのように区別、解釈し、運用すべきかということなのですけれども、理由のいかんを問わず、結果として事実に基づかない発言及び情報発信を行ったという行為があったか否かで判断しますということでした。単なる誤解であったとしても、事実に基づかない発言や情報発信により、多少なり影響は及ぼすということが想定されれば条例違反に該当するだろうということでありました。その上で、故意または過失の重軽、与えた影響を考慮した上で、様式5号、規定にございます審査結果報告書における事案に対する必要な措置を決定すればよろしいと、また出たのが事実の相違の場合なんかで、その内容が軽微であって、かつ発言とか情報による発信で周りに影響を及ぼさないというようなものだったら条例違反には該当しないだろうと、だから本当にちょっとした間違いで何の影響も与えないのであれば、そこまでは当然条例違反というのはおかしいだろうという見解ではありました。

最後の案件として、条例の第5条第2項、市民及び議員は個人の利益もしくは不利益、または特定の政治目的のために請求権を行使してはならないと規定しているのですけれども、今回請求内容の4番の当事者である前田議員、それから5の当事者である民部議員が調査請求書の請求者となることについての可否についてということでございましたが、そもそもここで言うところの個人の利益、不利益とは、請求により私的に経済的利益を得る、もしくは他人に不利益を与えたと解すべきであって、今回の請求により当事者の2人が請求により私的に経済的利益を得るための請求ではないということであります。もう一つ、ここで言うところの個人というのは、誤った情報を発信された本人を指しているものではないということ、請求は本人がどうかということとは関係ないと、要は個人の利益を目的として訴え出るものでなければいいという解釈でありました。また、名誉の回復というのは副次的であって、本請求は事実と異なる情報を発信されたということに対するものであるという見解です。

もう一つが倫理条例違反の行為で仮に不利益を受けた者が請求できないとするならば、救済措置の方法がないことになるというので、結果としては今回のお二方は請求者となることができるという見解でした。

以上です。

○川畑京子会長 それでは…

○鈴木啓太郎委員 質問をしていいですか。

○川畑京子会長 では、鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 それは、いつどういう形で弁護士さんに問い合わせた内容だったということでしょうか。

○粕谷直樹事務局長 1月13日の火曜日に、まず午前中に本来法律相談の該当日ではない弁護士のほうの事務所に行きまして伺いました。午後1時半から定例の弁護士相談のところで相談に行きました。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 文章による回答、もしくは署名とかというのはなされないのですか。

○粕谷直樹事務局長 法律相談というのは基本的に口頭で行います。ですので、我々のほうで出向くなり会議室なり行きまして、そこで口頭でやり取りをすると、それをメモしてまとめたというものでございます。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 では、文章は弁護士さんが書かれたものではないということですね。

○川畑京子会長 事務局長。

○粕谷直樹事務局長 そのとおりです。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 具体的な弁護士名は明らかにできますか。

○川畑京子会長 事務局長。

○粕谷直樹事務局長 こちらにつきましては、特に委員さんとかではなく、あくまでも市の顧問弁護士ということですので、その辺については控えたいと思います。

○川畑京子会長 他にご意見はございませんか。

原田委員。

○原田雄一委員 今、事務局長のほうで顧問弁護士のほうに確認された内容について伺いました。私どもも弁護士さんのほうにこの案件については相談をしております。その中で、やはりこの条例ですか、政治倫理条例に照らして、この5項目めについては、これは明らかに当てはまらないだろうというような弁護士の回答をいただいております。ですから、これがどちらが正しいのかというのは、これは裁判でもやらないと決着がつかないかと思いますが、取りあえず私どもは当てはまらなと。ということになりますと、この審査会自体が無効だというような我々の立場になりますので、取りあえずそれをまず表明させていただきます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 ちょっと聞き漏らしてしまったのですけれども、5番目だけは違うのではないかと、1、2、3、4、5の請求があって、5番目は違うのではないかとということですか。ちょっと聞き漏らしてしまっておめんなさい。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 そうですね。1、2、3、4、5で私どもは先ほど4番、5番については、本人の利益、不利益等々に当たるのではないかとこのことを申し上げましたが、4番ではなくて5番については、これは該当しないだろうと、とするとこの請求者がいなくなりますので、この請求自体が存在しなくなるというところでございます。

○小林憲人委員 ごめんなさい、ちょっと休憩して。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時26分

再 開 午後1時28分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

小林委員。

○小林憲人委員 今、粕谷局長からお話がありましたけれども、第5条の第2項については請求人になれるという回答が返ってきていますので、5番目の民部さんの利益になるということで、7人そろっていないというロジックは私はなり得ないと思いますので、請求人にはなれるというふうに理解をしています。

以上です。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 私どもでは、独自に弁護士さんに確認したところ、要件を欠くということですので、この請求自体が要するに存立しないという立場で、以上です。

○川畑京子会長 粕谷局長。

○粕谷直樹事務局長 そもそもが今回の弁護士相談については、本来弁護士相談って市のほうはこういうものではなかったのですが、特にということをお願いして回答を得ているのです。そちらのほうで調べるということでしたら、何かこちらで何で顧問弁護士に相談したのだということもありますし、今回についてはあくまでも市の顧問弁護士に聞いてくださいということだったので聞いたので、それと違うと言われましても、ちょっとそれはいかなものかというふうには、こちらとしては思います。すみません。

〔「休憩してください」という声あり〕

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時29分

再 開 午後1時31分

.....
○川畑京子会長 再開いたします。

私のほうから一言意見を述べさせていただきます。この審査会を開くに当たって、審査する皆さんのほうから、今回市の顧問弁護士さんのほうに相談をしたいという要望があって、事務局長さんをはじめ、ご相談に行っていたという経緯がありますので、その辺りをしっかりと踏まえて、この後議論をしていただきたいと思います。個々に弁護士さんを立てられるのであれば、当初から議員の皆さんから個々に弁護士を立てて審査会を開くということも可能であったかと思います。公平性を保つためにも、今回は市の顧問弁護士さんということだったと思いますので、そこはしっかりと踏まえた上で皆さんご意見を表明していただきたいと思います。

それでは、ご意見のある方お願いいたします。

○小林憲人委員 一人一人に聞いていったほうがいいのではないですか。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 今委員長のおっしゃられたとおり、この審査会の中で顧問弁護士さん、中立公正な立場の方という話を決めて、質問状も鈴木啓太郎委員が筆頭に多分つくって定めていただいたもので審査していただいている意見を参考にしないというか、いやいや、私たちはこういう弁護士からの意見を尊重しますというのは、ちょっと私もない話ではないかなと思います。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 なかなか難しいなと思いました。相談された弁護士の方もよく答えてくれたかなと思うのですが、なかなか弁護士が法律の専門家として答えるのにも微妙な問題が多いので、果たして相談して、それを参考にしてここが結論を出していくということが妥当かどうかということについてもどうかなという感じがするのです。もともとは政治倫理審査会の審議に適している課題かどうかということもちょっと疑問がありますので、こういうふうに言わざるを得ないということなのです。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 私もこの会において、市の顧問弁護士に一応相談するということが進んでいた話だったと思うので、顧問弁護士さんに聞いていただいた局長のご苦勞も分かるのですけれども、それを優先にしてよいのではないかなと思います。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 私も同じ意見です。ただ1点、ちょっと先ほどの原田委員のおっしゃった第5のところは、要は請求に当たらないということであって、民部議員の利益に当たるという意味で該当しないというのは、ちょっと話が違うかなというふうに理解いたしました。該当しないことと民部議員の利益に当たるということは違いますので、万が一これが該当しないとしても、それが民部議員が請求者になれないという理屈はちょっと通らないのではないかなというふうに私のほ

うでは理解しました。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、次第のほうに一旦戻らせていただきます。

前回に引き続きまして、調査請求書のとおり、条例第3条第1項第6号、事実に基づかない発言及び情報発信をしないことに違反する疑いとなっております。1から5の5件について、今回の審査については情報発信をしたのかしなかったのかということ、またそのことが政治倫理条例違反となるのかならないのかになります。

それでは、1件ずつご意見を伺いたいと思います。まずは、調査請求①についてご意見を伺います。

小林委員。

○小林憲人委員 まず、前提ですけれども、坪田議員の弁明の機会で本人が間違っただと認めて訂正して再発防止策もお話をされている状況です。参考人として都市政策部の方を呼んで確認したときに回答していないというお話もありましたし、宅地見込み地を分かりやすくしても宅地並みにならないという話でありましたので、私は事実と異なると考えますし、要旨ですね、議会では部分的なまとめであるからこそ、さらに丁寧に間違わないようにすべきだったというふうに思います。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 全く同じですけれども、まずもって宅地並みと言っていないようなことを言ったような発信をされているということ自体が私は、あと本人が認めていらっしゃるので、これ以上この件に関して話すことないと思います。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 1については、執行部の答弁は正確に専門用語で答弁をしていると、そのとおりだと思うのです。議員が6月のチラシをアップがタイトルの記事内においてチラシが掲載されており、当該チラシの中に市の回答要旨としてというので、これは回答ではなくて回答要旨として書いてあるので、世間一般では専門用語はほとんど使いませんので、宅地並みというふうにしたことをもって直ちに意図的な間違いというような形に断定するのは困難があるかなというふうに思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 前回もちょっと言わせていただいたのですが、このとき私いなかったのですが、実際のところは正直分からないのですが、この文章を読ませていただいた限りでは、やはり本人も間違いを認めていることですので、議員という立場というのは多分公人に当たると思うので、発言とし

てはやっぱり慎重にするべきだったのではないかなと思います。

以上です。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 私たちが弁護士の方に問い合わせたというのは、全く私的な私たちのことですが、けれども、法曹に照会したところ全く異なった見解が出て、その中では第5条第2項に抵触して、この要するに調査請求書そのものが無効であるというような回答を得ましたので、私たちとしてはその立場を取って、この調査請求そのものが成立しないという観点から、回答は差し控えたいと思います。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 私も同じように、この件については一部部屋に入ったか入っていないかとか、証明がし切れていないということ等がありまして、私どもの相談した弁護士からは、要件を満たしていないということが説明されましたので、要件自体を欠いているということで判断はいたしません。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 今の①の請求に対しては、この宅地見込み地と宅地並みという言葉がどういう関係を持っているのかという点で、明らかに違った意味を持っておりますので、これを同じ意味、あるいは包括した意味として発信することは、市民にとって大変誤解を招く可能性があるというふうに理解しました。ですから、この表現は明らかに間違っていると、事実に基づいていないというふうに私は判断しております。

以上です。

○川畑京子会長 それでは、調査請求①について事実に基づかない発言及び情報発信をした、しないということについて決定をしたいと思っておりますけれども、どのように決定していくのがよろしいか、皆さんからご意見を伺いたしたいと思います。

小林委員。

○小林憲人委員 決定については、やはり投票で決めればよろしいのかなというふうに思っています。投票というと事実に基づかない発信だ、政治倫理違反だという方は賛成の票を投じればいいですし、反対、そういったことではないよということであれば反対の票を投じていただく、分からないのであれば白票で出していただくのがよろしいのかなというふうには私は思っています。これは結局おのおのの立場を背負ってここに来ているのですよね、我々は。恐らくだから私とすると、当然請求代表者の方の立場を酌み取りながら話をしていかなければいけないという立場の中で話をしてきましたし、恐らく原田委員とか鈴木啓太郎委員については、坪田議員を何とかかばってあげたいという気持ちの中で発言をされてきたと私は思っています。ただ、そういうことではなくて、やはり自分たちが背負っているものを一回置いておいて、議員としてこれは事

実なのか、事実ではないのかというのを一人の議員として判断すべき事柄ではないのかなと思っています。例えばだから、誰かの意見に引きずられてしまうとか、そういうことではなくて、自分の意思で賛成、反対を表明することが私は大事だと思いますし、川畑会長、例えば今投票したときに賛成、反対同数になる可能性もあると思うのです。そうすると、川畑会長が最終的な会長裁決みたいな形になるのも、それはちょっとどうなのかなというのもあるので、最初から川畑会長も賛成、反対あるいは白票の立場を表明できるような形にしておいて、もし仮に4対4の賛成、反対が同数であれば、これは疑わしきは罰せずという言葉もあるぐらいですから、政治倫理違反に認定しないという判断をすればいいのかなと私は思っていますので、私は正直起立採決については反対です。できればやはり投票、議員自らの意思に基づいて賛否を公表することが最もいいのではないかなというふうには考えています。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時43分

再 開 午後1時45分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

原田委員。

○原田雄一委員 今、小林委員のほうから投票という意見がありましたけれども、投票ですというのであれば、これは準備もあるし、であればもう別の日、予備日としてたしか前回のときに26日もという話がありましたので、26日にしたほうがよろしいかと思えます。

○川畑京子会長 他にご意見ございませんか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 今日の段階で投票しろと言われれば棄権せざるを得ないので、退席をすることになろうかと思えます。26日には改めて投票に臨みたいと思えます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 棄権するのであれば、私はその意見は取り下げます。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後1時46分

再 開 午後2時16分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

それでは、原田委員。

○原田雄一委員 私たちもいろいろと法解釈については素人な面があるので、弁護士等々に確認してほしいということで今回事務局のほうで確認をしていただいて、事務局長のほうからお話を聞きましたが、要するにA弁護士、B弁護士というふうの確認されたとのことですが、それを一緒に説明されたのです。やはりA弁護士については1番についてこう、2番、3番、4番、5番についてこうだと、そしてB弁護士については1番についてこうだ、2番についてこう、3番、4番、5番についてこうだとそういうことでないと、弁護士のいいところを取って答えがされているというふうに捉えられる場合もあるかと思うのです。その中でもって、また一つ疑念が湧いたのは、5項目めの民部議員に対する件がこれが当てはまらないのであると救済の措置がなくなる等々の回答がありましたが、政治倫理審査会は、条例は、救済を求めるようなあれではないのです。だから、そういうのもありまして、我々は独自に相談している弁護士の意見を参考にして、ちょっと違うのではないかというふうに思ったところなのです。ですから、弁護士に相談はいいのですけれども、その辺がきちんと整理されていないということがありますので、我々は先ほど申し上げたとおり、そうであれば我々も弁護士相談をしてちょっと話を聞いている、それを取り入れて、この場についてはこの案件自体が成立をしないということで、これについては我々は成立しないという立場でもって、今後は対応したいというふうに考えております。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 すみません、蒸し返しになって申し訳ないのですが、粕谷さんにもう一度先ほどの弁護士さんの照会について質問させていただいてもよろしいでしょうか。追加で質問をさせていただきます。

お二人の弁護士にお話を聞いていただいたというふうなことでしたけれども、お二人の意見は全く同じだったのでしょうか。

○川畑京子会長 事務局長。

○粕谷直樹事務局長 まず、ちょっと補足なのですけれども、弁護士相談に行ったときに、まず最初の午前中の弁護士については本来の法律相談の日ではないので、事務所のほうに行きました。行ったのが10時からなのですけれども、私と、それから小林次長と田代係長の3人で行っております。午後については定例の法律相談ですので、契約・法務課の下、選管室で行いまして、私とそれから田代係長です。小林次長は議運があったので出れなかったと、2人で話を聞きまして、そこに契約・法務課の職員も立ち会ってはおります。そういう状況で聞いた中で、それぞれ午前、午後聞いたのですけれども、もちろん一言一句同じということではないのですけれども、聞いた内容については2人とも同じ内容のことをおっしゃっていたので、A弁護士、B弁護士と分けなかったのですけれども、同じことを言っているねということで、要はこういうことだというふうにまとめたというのがあります。その際、係内でこうだったよねということで確認は取っておりますので、自分一人が聞いたというわけではございません。感じとしては、やはり同じことを言っ

ているなというのは正直ありました。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 もう質問は結構です。意見を言います。

私たちが独自に弁護士に問い合わせるとするのは委員会で確認したわけでもありませんし、全く参考意見として私的にそういう方たち、法曹関係者の意見を聞くというふうなことで進めてきたというふうなことにすぎません。しかし、内容的には結論としては180度異なるものでした。弁護士というのはそういうものだと言えばそういうものだ、Aもそういうものだと言えばそういうものだと思うのですけれども、そういうことであるならば、本来の審査というふうなことで言えば、これにどういうふうに臨んでいいのかということは非常に迷うというか、非常に難しい判断を迫られるというようなことになります。法曹の関係者に聞いて、10人に聞いて8人が同じことを言ったとかというなら、その確立性は非常に高いかもしれませんが、私たちが問い合わせた2人の弁護士は、2人ともこれは無効であるというような回答でした。そういうものなのかもしれません。ということから言うと、非常にそこでは判断は難しい、この問題を現状で私たちがそれを判断し、どちらかに決めるというようなことはとてもできないというふうに考えざるを得ないというのが私の意見です。よって、すみません、これを責任ある議員として判断しろと言われる限り、判断できないというのが責任ある態度だというふうに考えます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 いろんな弁護士さんいらっしゃいますから、見解の違いがというのは私は当然だと思っています。ただ、今回弁護士に照会をしようというのは、あくまで参考意見として聴取をして、その意見を参考にしながら判断しようということで、議会の自律権の範囲の中でやりましょうよという話ですから、あくまで参考意見としてそれをもってこういう弁護士の方がいたのだ、では私は反対しようとか、こういう弁護士の方がいたのだと、それなら私は賛成しようとか、あくまで参考意見として賛成、反対の参考にすれば私はよろしいのかなというふうに考えます。

以上です。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 いろんな意見があるのですけれども、私は法律専門家としての弁護士の立場というのは、基本的には依頼者の利益に資する論を展開するというのが弁護士の本来の職務だというふうに思うのです。そういう点では、事務局が非常に骨折って2人の弁護士さんから聞いて、おおむねなからのところでの報告してもらったということなのですが、本件については全く立場が対立するような問題について判断をしていかなければならないわけですから、そのところはむしろ違う意見が出てしかるべきだと思うのです。ですから、参考は参考にしてもいいのかもしれませんが、その参考の仕方が市の顧問弁護士の範囲で果たしてよかったかどうか、そのところは検討を要するところだというふうに思います。

そして、本委員会として、それを参考意見を基にして今の議論が分かれている状態で採決を取っていくという方法については、もともと私はこの問題については一部ここでやるのに適した問題も入っていますけれども、全体として政倫審で審議するにはふさわしくないのではないかとこのように考えています。物によっては司法の場で判断すべき問題も入っておりますし、物によっては表現の自由の及ぶ範囲内であるものも入っているし、明らかに間違いというものも入っているということです。私はここでの採決を取って白黒つけるというやり方については、どちらかというとなかなか賛成できないということを表明しておきます。

○川畑京子会長 鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 弁護士のお話、市の顧問弁護士、啓太郎さんたち側の弁護士、今塚越委員おっしゃったとおり、依頼者の利益に資する回答に多分なってくるのはしかるべきかとは私も思うのですが、ここの会で決めたことで話を進めていって、出てきた答えが正直な話ですけども、自分の意にそぐわないから、ちょっとそれはというのは私はちょっと違うのかなというふうに思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 この会の中で話さなければいけないことだと思うので、やはり弁護士さんの意見って、多分裁判でもそうだけれども、違うとは思いますが、最初のときに市の顧問弁護士にという話をしたところから始まっていることなので、そちらを優先でもいいような気はします。

以上です。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 そもそもこの政治倫理審査会に今回坪田議員を対象として調査請求がかけられたのがどうしてかということから始まると思います。多分単純な書き間違いですとか、あるいは表現の仕方をちょっと曖昧にしたとか、そういったことだけでは決してこの政治倫理審査会にこの7名の請求者が出てこないと思うのです。何で政治倫理審査会にかけられるような事例になったのかということを見ても、文字数の制限もあって、調査請求は5件だけに限られてはおりますけれども、坪田議員が日頃から発信されているSNS上での表現に対して、政治家として、議員としてちょっと品位を欠く、あるいは議会に対する敬意といったものが欠けるのではないかとこのところが根本的にあると思うのです。そういった個人名を出して多少非難的な記事を書いたり、あるいは時には日本一駄目な議会だというような議会の尊厳を損なうような表現があつていたり、そういった先日請求者からのご意見も多々ありましたけれども、そういった根底の中にこういったさらに間違った事実に伴わない発言があつたことは、政治家として倫理上問題があるのではないかとこのことで今回請求されたのだと思います。そこに当たっては、私たち委員がしっかりとそれを受け止め、この事実があつた、ご本人も認めておられますので、その事実に基づいてやはり成否をしっかりと一旦ここは決めていくべきではないかというふうに私は考えま

す。

以上です。

○川畑京子会長 ご意見ありますか。

鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 川島さんの今のご意見を聞いて思ったのですが、それは明らかに政治的的目的を持って今回の調査請求が行われたということの証言だと思います。これは第5条第2項に明らかに抵触する内容であるというふうに言わざるを得ないと思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私にはそう聞こえませんでした。政治的な目的ということではないと私は聞こえましたが、いろんな方が嫌な思いをされて、やはり政治倫理審査会の中で事実に基づかない情報発信についてしっかりやってくださいという私は請求だと理解していますし、特に川島委員の発言が何か政治的だったとは思わないです。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございませんか。

それでは、ちょっと私のほうから確認だけさせていただきたいのですが、鈴木啓太郎委員の先ほど弁護士さんに相談されたということだったのですが、その伺った弁護士さんというのはどういった関係者、どなたの関係者の弁護士さんというか、紹介であったりとか、その辺をちょっと教えていただいてもいいですか。お名前とかは大丈夫です。言える範囲で。

○鈴木啓太郎委員 行政の法律相談で、有料の法律相談ですが、に依じていただいたということです。特に関係があるかということではありません。

○川畑京子会長 特に関係者ではないということによろしいですか。

○鈴木啓太郎委員 はい。

○川畑京子会長 それでは、事実に基づかない発言及び情報発信をした、しないということをこの後決定をしていきたいと思いますが、先ほど小林委員のほうからも様々なご提案があり、また原田委員、鈴木啓太郎委員のほうからも様々なご意見があったと思いますが、改めましてどのようにこの後決定していくかについて皆様から再度ご意見を伺いたしたいと思います。

原田委員。

○原田雄一委員 先ほど来申し上げているとおり、我々、私と鈴木啓太郎委員は同じ会派ですので、この要件を満たしていないというふうに判断をしますので、これについては判断はいたしかねるというところです。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私は、先ほど投票のほうがいいのではないかという話をしましたが、皆さんというか、嫌だというふうな方もいらっしゃるのでは、違うやり方でもよろしいのではないかなと思いま

す。

○川畑京子会長 ほかの方はご意見いかがですか。

塚越委員。

○塚越洋一委員 先ほど述べたように、採決を取って決めるやり方は、やっぱり私はふさわしいことではないかなというふうに思います。それと、可否同数なんかになった場合は、会長の立場というのも出てくるので、そういうことにならないほうがいいと思います。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 私は、もし仮に可否同数になったら、疑わしきは罰せずでよろしいかなというふうに私は思っています。

○川畑京子会長 一旦休憩いたします。

.....
休 憩 午後 2 時 3 3 分

再 開 午後 2 時 3 3 分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

小林委員。

○小林憲人委員 一応刑法の話をしただけで、別に罰するとか、そういう話ではないですから、あくまで疑わしきは罰せずという刑法の格言にもあるように、そういうのだったら委員会として政治倫理違反がなかったというふうな結論づけでもよろしいのではないかなという話をしたまででございます。

以上です。

○川畑京子会長 一旦休憩いたします。

.....
休 憩 午後 2 時 3 4 分

再 開 午後 2 時 3 6 分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会議の議長の決するところによる。また、審査会は前条第 1 項の規定により、審査を付託されたときは、当該事案の適否または存否の審査を行うものとするという条例に従いまして、この後審査を続けたいと思います。

それでは、調査請求①について事実に基づかない発言及び情報発信をした、しないことについてを議論いたします。

○鈴木啓太郎委員 退席でよろしいですか。議論いたします。

- 小林孝司事務局次長 それでは退席しますと言ってもらっていいですか。でないとな誰が退席したか分からないので。
- 川畑京子会長 それでは、鈴木啓太郎委員。
- 鈴木啓太郎委員 それでは、退席させていただきます。
- 川畑京子会長 原田委員。
- 原田雄一委員 私も退席いたします。
- 川畑京子会長 塚越洋一委員。
- 塚越洋一委員 先ほど申し上げたように、専門的な用語と要約、回答要旨として表現というところが食い違って間違いだというふうに言っているの、そこについて白黒つけるというのは私は無理があると思うので、退席をさせていただきます。
- 川畑京子会長 休憩いたします。

〔原田雄一委員、鈴木啓太郎委員、塚越洋一委員退席〕

.....

休 憩 午後 2 時 3 7 分

再 開 午後 2 時 4 0 分

.....

- 川畑京子会長 再開いたします。

小林委員。

- 小林憲人委員 先ほど意見を述べさせていただきましたけれども、前提として本人が間違った発信だと認めて、訂正して再発防止策も弁明の機会のお話されています。もちろん参考人として都市政策部さんをお呼んだときにも回答していないという話でしたし、宅地見込み地を分かりやすくしても宅地並みにならないというお話だったので、事実と異なると思います。その上で、先ほど私やり方については、やはり投票でやることのほうが議員一人一人が倫理観をもって判断をすべきだと思います。例えば私が立ったから立たなければいけないのだとってしまう議員がいるのもよくないと思いますし、同調圧力みたいなのがあってもよくないと思いますので、自由意思の下で投票していただいて、判断を仰ぐことが最も大事なことだと思っております。

以上です。

- 川畑京子会長 他にご意見はございませんか。

鈴木宏樹委員。

- 鈴木宏樹委員 一応本件は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例第 3 条第 1 項第 6 号、すなわち事実に基づかない発言及び情報発信をしないことというところに抵触する可能性について複数の具体的な事例に基づいて調査が行われた会だと私は認識しておりまして、調査の過程において当該議員による情報発信には議事録や事実関係と整合しない記載が複数確認され、結果として誤解を招

く内容が含まれていたことが明らかになりました、本人も認めておりましたので、訂正を行っている点だとか、そういった部分は一定数誠実さは見られるものの、それをもって責任が免除されるものではないと私は考えておりますので、議決は取ったほうが良いと思います。採決はしたほうが良いと思います。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 私も採決はしたほうが良いと思います。

以上です。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 どういった形でも構いませんので、採決するべきだというふうに考えます。

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時43分

再 開 午後2時51分
.....

○川畑京子会長 それでは、再開いたします。

条例第…

〔「ちょっと休憩して」という声あり〕

○川畑京子会長 休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時51分

再 開 午後2時58分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

それでは、条例第6条第9項の規定により、事実に基づかない発言及び情報発信をしたのかしなかったのかについて、無記名による投票をしたいと思います。

出入口の施錠をします。

〔委員会室閉鎖〕

○川畑京子会長 ただいまの出席人数は5人です。

発言及び情報発信をしたと思う方はした、発言及び情報発信をしていないと思う方はしていないと記載してください。

休憩いたします。

.....
休 憩 午後2時58分

再 開 午後2時59分

○川畑京子会長 再開いたします。

それでは、条例第6条第9項の規定により、事実に基づかない発言及び情報発信をしたのかしなかったのかについて、無記名による投票をしたいと思います。

出入口の施錠をします。

〔委員会室閉鎖〕

○川畑京子会長 ただいまの出席人数は4人です。

発言及び情報発信をしたと思う方はした、発言及び情報発信をしていないと思う方はしていないと記載してください。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○川畑京子会長 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔職員が投票箱を点検〕

○川畑京子会長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票はした、しないと記入をお願いいたします。職員が持ち回る投票箱に投票願います。

〔投票〕

○川畑京子会長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

委員会室の出入口を開きます。

〔委員会室開鎖〕

○川畑京子会長 ただいまから開票を行います。

〔開票・投票の計算〕

○川畑京子会長 事実に基づかない発言及び情報発信をしたが4票です。

よって、調査請求内容①について事実に基づかない発言及び情報発信をしたことに決定いたし

ました。

休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 0 4 分

再 開 午後 3 時 0 5 分

〔塚越洋一委員入場〕

○川畑京子会長 再開いたします。

次に、請求内容 2 について、それでは条例第 6 条第 9 項の規定により、事実に基づかない発言及び情報発信をしたのかしなかったのかについて、無記名による投票をしたいと思います。

出入口の施錠をします。

〔委員会室閉鎖〕

○川畑京子会長 ただいまの出席人数は 5 人です。

発言及び情報発信をしたと思う方はした、発言及び情報発信をしていないと思う方はしていないと記載してください。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○川畑京子会長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔職員が投票箱を点検〕

○川畑京子会長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票はした、しないと記載してください。

なお、白票は無効といたします。

〔投 票〕

○川畑京子会長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

委員会室の出入口を開きます。

〔委員会室開鎖〕

○川畑京子会長 ただいまから開票を行います。

〔開票・投票の計算〕

○川畑京子会長 調査請求内容②について、事実に基づかない発言及び情報発信をしたが5票です。
よって、調査請求内容②についてしたことに決定いたしました。

次に、調査請求内容③について、それでは条例第6条第9項の規定により、事実に基づかない
発言及び情報発信をしたのかしなかったのかについて、無記名による投票をしたいと思います。
出入口の施錠をします。

〔委員会室閉鎖〕

○川畑京子会長 ただいまの出席人数は5人です。

発言及び情報発信をしたと思う方はした、発言及び情報発信をしていないと思う方はしてい
ないと記載してください。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○川畑京子会長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔職員が投票箱を点検〕

○川畑京子会長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は無記名、事実に基づかない発言及び情報発信をした、しない
と記載してください。

職員が持ち回る投票箱に投票願います。

なお、白票は無効といたします。

〔投票〕

○川畑京子会長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

委員会室の出入口を開きます。

〔委員会室開鎖〕

○川畑京子会長 ただいまから開票を行います。

〔開票・投票の計算〕

○川畑京子会長 調査請求内容③について、事実に基づかない発言及び情報発信をしたが5票です。

よって、調査請求内容③についてしたことに決定いたしました。

○小林孝司事務局次長 一旦休憩しますか。塚越さんどうしますか。

○小林憲人委員 塚越さん、次4番です。どうしますか。

○塚越洋一委員 4番います。

○小林憲人委員 分かりました。

○川畑京子会長 次に、調査請求内容④について、それでは条例第6条第9項の規定により、事実に基づかない発言及び情報発信をしたのかしなかったのかについて、無記名による投票をしたいと思います。

出入口の施錠をします。

〔委員会室閉鎖〕

○川畑京子会長 ただいまの出席人数は5人です。

発言及び情報発信をしたと思う方はした、発言及び情報発信をしていないと思う方はしていないと記載してください。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○川畑京子会長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔職員が投票箱を点検〕

○川畑京子会長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は無記名、投票用紙に事実に基づかない発言及び情報発信をした、しないと記載してください。

なお、白票は無効といたします。

職員が持ち回る投票箱に投票願います。

〔投票〕

○川畑京子会長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

委員会室の出入口を開きます。

〔委員会室開鎖〕

○川畑京子会長 ただいまから開票を行います。

〔開票・投票の計算〕

○川畑京子会長 調査請求内容④について、事実に基づかない発言及び情報発信をしたが5票です。

よって、調査請求内容④についてしたことに決定いたしました。

休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時14分

再 開 午後3時14分
.....

○川畑京子会長 再開いたします。

塚越委員。

○塚越洋一委員 5番については、内容が当審査会の判断には無理があるというふうに思いますので、判断するならば、それは実害があるならば司法の場でやるべきではないかと思っておりますので、この場としては退席をさせていただきます。

〔塚越洋一委員退席〕

○川畑京子会長 他にご意見のある方はございますか。

小林委員。

○小林憲人委員 まず、5番についてですが、民部議員に参考人として来ていただいたときに入っていないとおっしゃっていましたし、坪田議員の弁明の機会でご本人に確認をしたところ、入ったというふうには見ていないと先ほど答弁したとおりですとおっしゃっていましたので、事実と異なると思います。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございますか。

鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 本人の弁明の機会するときにももう認めておられたのですけれども、小林委員と同じになってしまいますけれども、前に立っていたのは見たけれども、入ったのは見ていないと言っていたので、事実と異なっている発言というか、発信をしているものだと私も認識します。

○川畑京子会長 よろしいですか。

野口委員。

○野口一也委員 私も先輩議員の言っているとおりでございます。議長室に入ったか入っていないかというところで、本人も思い込みとはっきりと言っていたので、これはちょっと違反しているのではないかなと思います。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 私もこれは事実誤認の表現であるというふうに判断しております。

○川畑京子会長 次に、請求内容⑤について、それでは条例第6条第9項の規定により、事実に基づかない発言及び情報発信をしたのかしなかったのかについて、無記名による投票をしたいと思えます。

出入口の施錠をします。

〔委員会室閉鎖〕

○川畑京子会長 ただいまの出席人数は4人です。

発言及び情報発信をしたと思う方はした、発言及び情報発信をしていないと思う方はしていないと記載してください。

なお、白票は無効といたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○川畑京子会長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔職員が投票箱を点検〕

○川畑京子会長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は無記名です。職員が持ち回る投票箱に投票願います。

なお、白票は無効といたします。

〔投票〕

○川畑京子会長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

委員会室の出入口を開きます。

〔委員会室開鎖〕

○川畑京子会長 ただいまから開票を行います。

〔開票・投票の計算〕

- 川畑京子会長 調査請求内容⑤について、事実に基づかない発言及び情報発信をしたが4票です。
よって、調査請求内容⑤についてしたことに決定いたしました。
休憩いたします。

.....
休 憩 午後3時19分

再 開 午後3時34分
.....

〔原田雄一委員、鈴木啓太郎委員、塚越洋一委員入場〕

- 川畑京子会長 再開いたします。

次に、ふじみ野市議会議員政治倫理条例の施行に関する規定第5条の規定による様式第5号、審査結果報告書にあります事案に対する必要な措置についてご意見を伺います。

鈴木委員。

- 鈴木啓太郎委員 必要な措置ということの条例上の根拠はありません。政治倫理条例第7条第3項、審査会は付託を受けた日から60日以内にその審査結果を書面で議長に報告しなければならないとあるだけであって、そこの中には審査結果の内容の中に必要な措置というような文言は入っていないというふうに思います。政治倫理条例に違反したか否かだけが条例上の定義になっているというふうに思います。必要な措置について意見をまとめる必要はないと私は考えます。

- 川畑京子会長 小林委員。

- 小林憲人委員 啓太郎委員おっしゃるとおり、条例上には特に措置の話は載っていないというのはおっしゃるとおりだと思います。

様式の中には議長に対する報告ということで、必要な措置は何ですかということで記載の用紙がありますので、そこに載せるとするならばという話で私がお話をさせていただきたいと思えますけれども、まずはやはり坪田議員もおっしゃっていましたが、再発防止ですね。ここをしっかりとっていただきたいなというところです。要は事実に基づいていようがハラスメントのような情報発信というのはやっぱりよろしくないなというふうに思っています。例えば今では削除されていますけれども、山田議員や川畑議員に対して価値観が違いすぎて友達に紹介ができないですといった記載があったこともありましたし、委員会の視察の際も食事は別にしておきますとの記載もありました。川島議員もさっきおっしゃっていましたが、日本一駄目な議会というようなことも書いてあったりとかしました。そういうのは、私としてはやっぱりやめてほしいなというふうに思っています。

あとは、請求内容にもありましたけれども、民部議員と前田議員ですか、甚だ疑問ということを前田議員もおっしゃっていましたが、民部議員も納得されている様子もなかったので、やはり

もう一度話し合いをしていただきたいなというふうに思っています。

あとは、政治倫理違反が一応5件認定された以上、本人から陳謝、あるいは議長からの戒告があつてしかるべきではないかなと思っています。ただ、これは勧告というのは法的拘束力ないですし、強制力もないので、これは一つの意見です。一つの意見として、坪田議員がやるやらないはご自身で判断されればいいのですけれども、陳謝しなさいということではなくて陳謝の場を提供することが大事かなというふうに思っています。議長が当然報告書を受けたときに政治倫理違反があつたということであれば、何もしないということではできないと思いますので、戒告を出す必要性があれば議長のほうで判断をしていただいて、戒告をしていただければいいのかなと思っています。

いずれにしても、僕らがどうこう言う話ではないのです。政治倫理条例の中には、先ほど啓太郎委員おっしゃったとおり、措置の規定もないですし、勧告の規定もないわけです。あくまで一つの意見として、そうした自由意思の下でおやりになったらいかがですかというような意見を出していただきたいなと思っています。いずれにしても、勧告とか強制とか、そういうことではなくて、場の提供をすべきではないかということを意見として載せていただければと思っています。

以上です。

○川畑京子会長 塚越委員。

○塚越洋一委員 大体同じような意見なのですけれども、当審査会は条例に基づいて審査をすることが目的であつて、したがつてその結果に基づいて措置ということにおいて懲戒権や懲罰権や勧告とかということではできないはずで、必要なことを議長に報告すれば、あとは議会として議長がどう判断するかということになるのではないかと思います。

なお、今回はこの審査会になじまない案件もかけられているわけですが、これらについては今後よく検討して対応する必要があるというふうに思います。

○川畑京子会長 鈴木啓太郎委員。

○鈴木啓太郎委員 こういう重ね合いはやめましょうという話なのですが、すみません、その場を設けましょうというようなあれですけれども、基本的に地方自治法に基づいての懲罰というのが議会には認められているだけであつて、その第134条に適合するというようなことではないわけです。仮にそうであれば、今戒告とかという、陳謝という言葉がありましたけれども、これは地方自治法第134条、懲罰の種類、第135条の対象となる行為というのは明確に地方自治法上定められておりますので、それには事実と異なる発信をしたことはいずれにも認定されないものだというふうに思いますので、付け加えさせていただきます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 おっしゃるとおりでして、倫理条例の中に勧告を出しなさいとか、処分の規定がないのです。ない以上は、僕らがやることというのは、あくまで政治倫理違反があつたかどうか、

そこまでなのです。なので、あくまで僕がお伝えしたいのは、普通に考えれば懲罰の、今おっしゃった地方自治法の関係で言えば、恐らくやったこと自体は陳謝とか戒告に該当するようなことはやっていらっしゃるとは思うのです。ただ、僕らが今言ったように勧告を出す場ではないし、強制力を持ってやるような場ではないですから、一つの意見です。あくまで一つの意見として、坪田議員がもし謝罪をしたいというのであれば別にやっていただいてもいいのではないですか。ただそれだけだし、議長が政治倫理違反が認定された以上、何もしないということもあり得ないですから、議長が勧告を出したいというのであれば、それは出していただければいいのではないかなと私は思っていますから、あくまで自由意思です。理屈があって、おやりになりたいのであればおやりになればいいのではないですかということですから、特に懲罰をかけようとか、そういうことではなく、場を提供するというような考え方です。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見ございますか。

原田委員。

○原田雄一委員 今小林委員のほうから、ただ単に意見として付すのだというお話がありましたけれども、そうはならないと思うのです。議長は、だってその文面、我々は審査会でいろいろ議論してきて、その結論の中にそういうふうな対応についての文言が入っていると、それは議長においてもなかなかそれを今度覆すような要件をどういうふうに見いだすのか、これはかなり難しくなってくる。ということは、逆に議長の判断について制限をつけてしまうことになりますので、あくまでも条例上に基づいてやるのがよろしいというふうに思いますので、それはやはり条例に基づいてあったかなかったかについて議長に報告をするということにしておかないと、これはまた間違いの元になると私は考えます。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 だから、あくまで懲罰の言い方が悪いのだったら、嚴重注意をしてもいいのではないですかというふうな、それは懲罰ではないですから、そういうふうな書き方でもよろしいかなと思います。いずれにしても、先ほども申し上げましたけれども、懲罰をかける場ではないですから、そこは言葉尻で戒告が懲罰の対象だとかという話になるのだったら、嚴重注意をしてくださいと、議場では嚴重注意でいいですよというような話でよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございませんか。

鈴木宏樹委員。

○鈴木宏樹委員 本件は、ふじみ野市議会議員政治倫理条例のほうで第3条第1項第6号が明確に求める事実に基づかない発言及び情報発信を行わないことという、議員としての基本的責務が結果として複数回にわたり果たされなかった事案を審査した審査会だと私は認識しているのですけれ

ども、その調査により議事録や客観的な事実と整合しない情報発信が確認され、市民に誤解を与えかねない内容が継続的に発信されていたことは極めて重く受け止めるべきであると私は考えます。そして、本人が過失を認め訂正を行ったことは、事後対応としても評価できる側面はありますが、そもそもが確認を欠いた情報発信という責任が多分消えるものではないと私は考えるのです。議員による情報発信は、個人の言論にとどまらず、市議会全体の、合議体である全体の信頼性に直結する行為でありますし、事実誤認を含むような発信を看過することは、市民から議会への信頼を損ない、結果として民主統治の基盤を揺るがすことになりかねないと私は考えるのです。

よって、本件は政治倫理条例違反があったと明確に、先ほど決を採ったのですが、議会としての規律と自浄能力というのですか、を内外に示す必要があると私は考えます。そこで確認されたこととしては、刑事罰相当ではないということ、あとは金銭的不正や利益誘導とかということではないこと、しかしながら、市民に誤解を与える事実誤認の情報発信が複数回存在し、そのことも本人が認めているということが一応確認はできたので、その事実のみを議長のほうに報告書として上げるのが適切なのかなと私は考えます。

以上です。

○川畑京子会長 野口委員。

○野口一也委員 すみません、正直なところ難しくてどう答えていいか分からないので、ちょっとコメントは控えます。

○川畑京子会長 川島副会長。

○川島秀男副会長 今、鈴木宏樹委員がおっしゃったことが大体かなというふうに思っております。先ほど私から発言も一回させていただいたのですけれども、そもそも今回坪田議員がふじみ野市政治倫理審査会に調査請求をかけられたというのは、議員がそもそも高潔な人格と倫理観を持ち、市民の信頼に応える公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的にしているということです。そこにちょっと違反しているのではないかということで、今回請求者7名が声を上げられたというか、請求をかけられたということで、その観点から見ても、先ほどこの5項目に違反を認められるということで決を採りましたので、それに対する事実に関しては、できれば反省の意をもって臨んでいただきたいなというふうに思いますし、その旨を議長のほうへ伝えていただきたいなというふうに私のほうの意見としては思います。

以上です。

○川畑京子会長 他にご意見はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、今日が審査会の最終日となる予定ですので、これからお時間をいただきまして、報告書の案を作成させていただきたいと思えます。

再開時間は4時半を予定いたします。

.....

休 憩 午後 3 時 4 6 分

再 開 午後 4 時 4 4 分

.....

○川畑京子会長 再開いたします。

ただいま配付いたしました報告書（案）についてご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○川畑京子会長 それでは、本審査会の審査結果として報告書を確定いたします。

本日の議事は全て終了いたしました。

○小林憲人委員 1点だけ。

○川畑京子会長 小林委員。

○小林憲人委員 もし仮に坪田議員が謝罪をしたいという話であれば、手短にお願いしたいのです。

つらつら、つらつら長くなってしまうのはあれなので、議長も厳重注意するにしても300字程度で簡潔に要旨が分かるように、もし仮に2人ともやりたいのであれば、私はもう一回この委員会を開いて、開くというか、メンバーがよく分かっているから、メンバーで集まってちゃんと内容をチェックした上でやろうというふうなことがよろしいかなという意見だけ言っておきます。

以上です。

○川畑京子会長 原田委員。

○原田雄一委員 我々自由清進の会は、成立しないということを申し上げていますので、席にはいますけれども、この評決については判断しませんので、それをお願いします。

.....

△閉会の宣告（午後 4 時 4 6 分）

○川畑京子会長 先ほども述べましたけれども、本日の議事は全て終了しております。

本日の記録及び公開資料等については、会長に一任願います。

以上で令和 7 年第 8 回ふじみ野市議会政治倫理審査会を閉会いたします。